

## 6 大気関係

### 6-1(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）として定められている。

#### 環境基準

物質名 (告示年月日)	環境基準		
	環境上の条件	達成期間等	測定法
1 二酸化硫黄 (S48.5.16)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され又は原則として5年以内において達成されるように努めること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
2 一酸化炭素 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
3 浮遊粒子状物質 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
4 光化学オキシダント (S48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
5 二酸化窒素 (S53.7.11)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはないように努めることとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
6 微小粒子状物質 (H21.9.9)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法

#### 〔備考〕

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、窒素酸化物を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4 この環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

昭和48年5月8日環境庁告示第25号（一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

昭和48年5月16日環境庁告示第35号（二酸化硫黄）

昭和53年7月11日環境庁告示第38号（二酸化窒素）

平成21年9月9日環境省告示第33号（微小粒子状物質）